

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第69号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

1 本市の他の常勤職員の例に準じ、世代間の給与配分の適正化を主たる目的とする給与制度の総合的見直しを実施するに当たり、管理用務員の給与について、次の措置を講じます。

(1) 管理用務員給料表を改定します。

(2) 平成19年4月1日に実施した上記の給料表の改定に伴う現給保障の措置が適用される基準となる額を次のとおり引き下げます。

改 正 前	改 正 後
平成19年3月31日における給料月額に100分の99.39を乗じて得た額	平成19年3月31日における給料月額に100分の95.41を乗じて得た額

2 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、級別基準職務表を定めます。

上記の措置は、平成28年4月1日から実施することとしました。

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第69号

京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例
(京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

2 管理用務員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表(別表第2)に定めるとおりとする。

第3条中「第3条第2項から第4項まで」を「第3条第3項及び第4項」に、「別表」を「別表第1」に、「第2条」を「第2条第1項」に、「同項第1号」を「第1項第1号」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

管理用務員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	135,800	201,200	247,400
2	137,100	202,900	249,200
3	138,400	204,600	250,900
4	139,700	206,300	252,700
5	141,100	208,000	254,200
6	142,500	209,700	256,000
7	143,900	211,400	257,800
8	145,300	213,100	259,600

9	146,700	214,800	261,200
10	148,300	216,500	263,100
11	149,900	218,200	264,800
12	151,500	219,900	266,600
13	152,900	221,700	268,300
14	154,500	223,400	270,200
15	156,100	225,100	272,000
16	157,700	226,800	273,500
17	159,100	228,600	275,500
18	160,700	230,400	277,400
19	162,300	232,200	279,400
20	163,900	234,000	281,200
21	165,300	235,500	283,000
22	166,900	237,100	285,000
23	168,500	238,800	286,900
24	170,100	240,500	288,900
25	171,600	242,400	290,800
26	173,200	244,000	292,700
27	174,800	245,600	294,500
28	176,400	247,500	296,500
29	177,900	249,300	298,600
30	179,500	250,400	300,600
31	181,100	252,400	302,500
32	182,700	254,400	304,500

33	184,300	256,200	306,500
34	185,900	257,800	308,500
35	187,500	259,600	310,600
36	189,100	261,400	312,600
37	190,800	263,200	314,500
38	192,400	265,100	316,600
39	194,000	266,700	318,800
40	195,600	268,400	320,800
41	197,300	270,200	322,600
42	198,900	272,100	324,800
43	200,500	274,000	326,800
44	202,100	276,000	329,000
45	203,700	277,700	330,800
46	205,200	279,600	333,000
47	206,800	281,500	335,300
48	208,400	283,400	337,500
49	209,900	285,200	339,500
50	211,500	287,100	340,900
51	213,100	289,100	342,700
52	214,600	291,000	344,800
53	216,100	293,000	346,700
54	217,700	295,000	347,700
55	219,200	297,000	349,800
56	220,700	299,000	351,700

57	222,300	300,800	353,900
58	223,800	302,600	355,700
59	225,200	304,500	357,500
60	226,800	306,500	359,400
61	228,500	308,600	361,000
62	229,900	310,500	362,300
63	231,500	312,500	363,800
64	233,100	314,700	365,500
65	234,700	316,800	367,200
66	236,100	318,500	368,400
67	237,700	320,500	369,600
68	239,300	322,500	370,500
69	240,900	324,500	371,000
70	242,400	326,200	371,800
71	244,000	327,700	372,700
72	245,600	329,300	373,600
73	247,100	330,500	374,000
74	248,500	332,100	374,600
75	250,100	333,700	375,400
76	251,700	335,300	376,300
77	253,300	336,500	376,800
78	254,800	338,200	377,400
79	256,400	339,900	378,200
80	258,000	341,500	378,800

81	259,500	342,500	379,300
82	261,000	343,900	379,900
83	262,600	345,300	380,700
84	264,200	346,600	381,100
85	265,700	347,700	381,400
86	267,200	348,800	382,000
87	268,100	349,900	382,400
88	269,600	351,100	382,800
89	271,000	351,900	383,200
90	272,100	352,800	383,700
91	273,400	353,700	384,100
92	274,900	354,500	384,600
93	276,200	355,100	384,900
94	277,400	355,900	385,100
95	278,800	356,700	385,700
96	280,200	357,400	386,300
97	281,400	358,100	386,500
98	282,600	358,700	386,900
99	283,800	359,500	387,500
100	285,000	360,000	388,000
101	286,100	360,200	388,100
102	287,000	360,500	388,400
103	287,900	361,200	388,700
104	288,700	361,900	389,200

105	289,400	362,100	389,300
106	290,200	362,500	389,500
107	291,000	363,000	389,700
108	291,500	363,400	390,100
109	292,200	363,700	390,300
110	292,400	364,000	
111	292,900	364,400	
112	293,400	364,900	
113	293,700	365,300	
114		365,600	
115		366,100	
116		366,600	
117		366,800	

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

級 別 基 準 職 務 表

職務の級	基 準 と な る 職 務
1 級	相当の知識，技術，経験等を要する職務
2 級	やや高度の知識，技術，経験等を要する職務
3 級	高度の知識，技術，経験等を要する職務

（京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月28日京都市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第6項第3号中「以後」を「から平成28年3月31日まで」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 平成28年4月1日以後の期間 当該管理用務員が切替日の前日において受けていた給料月額に100分の95.41を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した管理用務員及び別に定めるこれに準じる管理用務員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要があると認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける管理用務員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（別に定める管理用務員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける管理用務員（前項の管理用務員を除く。）のうち、同項の規定による給料を支給される管理用務員との権衡上必要があると認められるものには、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった管理用務員のうち、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される管理用務員との権衡上必要があると認められるものには、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。
- 6 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月28日京都市条例第52号。以下「平成19年改正条例」という。）附則第6項及び第7項の規定による給料を支給されることとなる管理用務員のうち、前3項の規定に該当するものについては、前3項の規定又は平成19年改正条例附則第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる給料を

支給しない。

(1) 前3項の規定による給料の額が平成19年改正条例附則第6項及び第7項の規定による給料の額以下となる管理用務員 前3項の規定による給料

(2) 前3項の規定による給料の額が平成19年改正条例附則第6項及び第7項の規定による給料の額を上回ることとなる管理用務員 平成19年改正条例附則第6項及び第7項の規定による給料

(その他の経過措置)

7 この附則において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)